

# 草津市公報

発行日 令和4年11月15日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 20 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## 目次

### ◎ 告 示

市道路線の認定について(土木管理課) ..... 2  
 道路の区域の決定について(土木管理課) ..... 2  
 道路の区域の変更について(土木管理課) ..... 2  
 道路の供用の開始について(土木管理課) ..... 3  
 草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱(人とくらしのサポートセンター) ..... 3  
 指定管理者の指定期間の変更について(交通政策課) ..... 3  
 草津市農業用燃油等高騰対策補助金交付要綱(農林水産課) ..... 4  
 介護保険法第115条の45の3第1項の規定に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定について(介護保険課) ..... 6  
 草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(農林水産課) ..... 7  
 草津市議会臨時会の招集について(総務課) ..... 7  
 介護保険法第115条の45の3第1項の規定に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定について(介護保険課) ..... 7  
 公示送達について(納税課) ..... 8  
 公示送達について(介護保険課) ..... 10

### ◎ 公 告

農用地利用集積計画について(農林水産課) ..... 11  
 条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) ..... 11  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) ..... 13  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) ..... 14  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) ..... 14

### ◎ 教育委員会規則

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則(教育研究所) ..... 15

### ◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について(教育総務課) ..... 15

### ◎ 公平委員会規則

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 15

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について.....16

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）.....16

# 告 示

## 草津市告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和4年10月17日から令和4年11月1日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月17日

草津市長 橋 川 涉

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
7396	矢橋41号線	草津市矢橋町字獅々田	
		草津市矢橋町字獅々田	
9913	追分東7号線	草津市追分南九丁目字葎ヶ谷	
		草津市追分南九丁目字葎ヶ谷	

(令和4年10月17日揭示済み)

## 草津市告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和4年10月17日から令和4年11月1日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月17日

草津市長 橋 川 涉

道路の種類 市道

路線名	区 間	敷地の幅員	延長 (m)	備考
		最小~最大(m)		
7396	矢橋41号線	草津市矢橋町字獅々田221番1から 草津市矢橋町字獅々田225番1まで	9.0~9.7	84.7

9913	追分東7号線	草津市追分南九丁目字葎ヶ谷937番1から 草津市追分南九丁目字葎ヶ谷937番4まで	6.0~11.2	81.4	
------	--------	--	----------	------	--

(令和4年10月17日揭示済み)

## 草津市告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年10月17日から令和4年11月1日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月17日

草津市長 橋 川 涉

道路の種類 市道

路線名 2341追分矢倉南山田線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市追分南九丁目字葎ヶ谷908番から 草津市追分南九丁目字葎ヶ谷937番3まで	変更前	6.0~7.8	40.1	
	変更後	7.3~11.0	40.1	

路線名 3909名神東線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市追分南九丁目字葎ヶ谷937番3から 草津市追分南九丁目字葎ヶ谷946番1まで	変更前	6.0~17.8	36.4	
	変更後	6.0~20.8	36.4	

(令和4年10月17日揭示済み)

草津市告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月17日から令和4年11月1日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月17日

草津市長 橋 川 涉

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
2341 追分矢倉 南山田線	草津市追分南九丁目字葎ヶ谷908番から 草津市追分南九丁目字葎ヶ谷937番3まで	令和4年 10月17日	
3909 名神東線	草津市追分南九丁目字葎ヶ谷937番3から 草津市追分南九丁目字葎ヶ谷946番1まで	令和4年 10月17日	
7396 矢橋41号 線	草津市矢橋町字獅々田221番1から 草津市矢橋町字獅々田225番1まで	令和4年 10月17日	
9913 追分東7 号線	草津市追分南九丁目字葎ヶ谷937番1から 草津市追分南九丁目字葎ヶ谷937番4まで	令和4年 10月17日	

(令和4年10月17日揭示済み)

草津市告示第287号

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年10月18日

草津市長 橋 川 涉

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱（令和2年草津市告示第88号）の一部を次のように改正する。

別表中「草津市環境経済部商工観光労政課  
草津市建設部住宅課」を  
「草津市環境経済部商工観光労政課  
草津市都市計画部建築政策課  
草津市建設部住宅課」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行する。

(令和4年10月18日揭示済み)

草津市告示第288号

指定管理者の指定期間の変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定による指定管理者の指定（令和2年草津市告示第363号）について、次のとおり指定期間を変更したので、告示する。

令和4年10月24日

草津市長 橋 川 涉

1 公の施設

- ①名 称 草津市立草津駅西口自転車駐車場  
所在地 草津市西渋川一丁目1番5号
- ②名 称 草津市立草津駅西口第2自転車駐車場  
所在地 草津市西渋川一丁目1番33号
- ③名 称 草津市立草津駅西口第3自転車駐車場  
所在地 草津市西渋川一丁目561番1

2 指定管理者

名 称 草津市身体障害者更生会  
住 所 草津市大路二丁目3番11号  
代表者名 会長 福 谷 義 嗣

3 指定期間の変更

「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和5年6月30日まで」に変更する。

(令和4年10月24日揭示済み)

## 草津市告示第289号

草津市農業用燃油等高騰対策補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年10月25日

草津市長 橋川 渉

## 草津市農業用燃油等高騰対策補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、燃油等の高騰により影響を受ける担い手農家の経営と本市農業生産の安定化を図ることを目的とし、米・麦・大豆・野菜等を生産・販売する認定農業者、認定新規就農者等の燃油等動力光熱費の高騰分に対し、予算の範囲内で草津市農業用燃油等高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助対象事業者および補助単価等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）および補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、別表に定めるところによる。

## (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、規則第3条第1項の規定にかかわらず、草津市農業用燃油等高騰対策補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）を、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 市長は、前項の書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

## (変更交付申請)

第4条 交付申請者は、次条第1項に規定する補助金交付決定後、事業等に変更が生じたときは、規則第7条第1項の規定にかかわらず、草津市農業用燃油等高騰対策補助金変更交付申請書（別記様式第2号）を、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

## (補助金の交付決定および変更決定等)

第5条 市長は、第3条第1項の申請があったときは、規則第4条および第6条に基づき交付決定をするものとし、速やかに補助金を交付するものとする。

る。

2 前項の規定は、前条第1項の申請があった場合においても同様とする。

3 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、第1項または前項の通知によってなされたものとみなす。

## (申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

## (状況報告および立入検査等)

第7条 市長は、補助金に係る予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助対象者に対して当該補助対象事業の遂行の状況に関し報告を求め、事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査し、または必要な指示をすることができる。

## (補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたと認められるときは、補助金の交付を取り消し、または交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

## (施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月25日から施行し、令和4年4月1日から実施された補助対象事業に適用する。

## (この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する報告等については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

事業名	補助対象者等	要件
農業用 燃油等 高騰対 策事業	令和4年度に販売用農作物を作付けする農業者等に対し、次により燃油等の高騰分の補助金を交付する。 (1)補助対象者 認定農業者、認定新規就農者および集落営農組織 (2)対象作物 農業者等が自ら作付け（集落営農組織については、一元経理の対象および水稲基幹3作業または乾燥調製作業を共同化しているものに限る。）を行う、水稲、麦、大豆、そば等および園芸作物等の販売用作物 (3)補助単価 対象作物毎の補助単価は次のとおりとする。 ア 水稲 1,050円/10a（乾燥調製を委託する者） イ 水稲 1,500円/10a（乾燥調製施設を所有し自ら乾燥調製を行う者） ウ 水稲 450円/10a（基幹3作業のみを共同化している集落営農組織） エ 水稲 450円/10a（乾燥調製のみを共同化している集落営農組織） オ 麦、大豆、そば等 750円/10a カ 野菜、果樹、花、茶等の園芸作物 1,500円/10a	(1)集落営農組織は、法人化していない任意の組織および認定農業者となっていない集落営農型の法人をいう。 (2)対象作物は、主食用米、茶および経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）Ⅳの第2の6の(1)、(2)または(3)に掲げる作物をいう。 (3)対象作物の栽培にあつては、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間に播種から収穫までのいずれかの作業がないものは対象としない。 (4)補助単価のうち、ア、イ、オまたはカは認定農業者、認定新規就農者および集落営農組織のうち生産販売の一元経理を行うものに限る。 (5)令和4年4月1日から令和4年9月30日の間に2作以上対象作物を作付けする

	場合、支援対象は2作を上限とする。
--	-------------------

※交付対象面積の算定および確認方法

- (1)面積は農業者ごと、対象作物ごと（園芸作物等は各品目の合計値）にa単位（a未満の端数切り捨て）で算定した面積とする。
- (2)水田における交付対象面積は、実施要綱別紙13の4に準じて、それぞれの要件を確認できる手法により、交付対象となる作物の作付面積が確認できるものに限る。
- (3)畑における交付対象面積は、農業者の提出する作付確認書類（地図、種苗等の購入伝票、栽培状況の写真、販売伝票等）と市の農地基本台帳等により、交付対象となる作物の作付面積を確認できるものに限る。

別記

様式第1号（第3条関係）

草津市農業用燃油等高騰対策補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

草津市長 宛

住 所  
経営体名  
代表者氏名

草津市農業用燃油等高騰対策事業補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり、申請します。

記

1 補助申請額

区分 (別表の補助対象者等の欄(3)のとおり)	補助単価 (1a当たり) A	農作物作付け面積 ※ B	補助金額 A×B
ア 水稲	1 0 5 円	a	円
イ 水稲	1 5 0 円	a	円
ウ 水稲	4 5 円	a	円
エ 水稲	4 5 円	a	円
オ 麦、大豆、そば等	7 5 円	a	円
カ 野菜、果樹、花、茶等の園芸作物	1 5 0 円	a	円
補助申請額			円

※ a 未満の端数切捨て

2 振込先

金融機関		本店・支店・支所
預金種別	普通・当座 口座番号	
フリガナ		
口座名義人		

3 添付書類

- (1)畑の作付確認書類（地図、種苗等の購入伝票、栽培状況の写真、販売伝票等）
- (2)申請者名義の通帳の見開きページの写し  
（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号および口座名義人が確認できるもの）

様式第2号(第4条第1項関係)  
草津市農業用燃油等高騰対策補助金変更交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

住 所  
経営体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった草津市農業用燃油等高騰対策補助金について、下記のとおり補助金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 補助申請額

区分 (別表の補助対象者等の欄(3)のとおり)	補助単価 (1a当たり) A	農作物作付け面積 ※ B		補助金額 A×B	
		変更前	変更後	変更前	変更後
ア 水稲	105円	a	a	円	円
イ 水稲	150円	a	a	円	円
ウ 水稲	45円	a	a	円	円
エ 水稲	45円	a	a	円	円
オ 麦、大豆、そば等	75円	a	a	円	円
カ 野菜、果樹、花、茶等の園芸作物	150円	a	a	円	円
補助申請額				円	円

※ a 未満の端数切捨て

3 添付書類

畑の作付確認書類(地図、種苗等の購入伝票、栽培状況の写真、販売伝票等)

(令和4年10月25日揭示済み)

草津市告示第290号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱(平成29年草津市告示第54号)第9条の規定に基づき告示する。

令和4年10月25日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションアイズ	滋賀県草津市追分四丁目11番37号	株式会社 IZ LIFE 滋賀県栗東市川辺192番地9	代表取締役 今井 亮太 滋賀県栗東市川辺192番地9	介護予防型 訪問サービス	令和4年 11月1日	2570601878

(令和4年10月25日揭示済み)

## 草津市告示第291号

草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年10月25日

草津市長 橋 川 涉

草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱（令和4年草津市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第4号を次のように改める。

(4) 農業者が収入保険に加入したことが確認できる書類

第7条第3項に次の1号を加える。

(5) 収入保険にかかる保険料が確認できる書類別記様式第2号中

「ウ 滋賀県収入保険加入推進事業補助金交付決定通知書の写し」を

「ウ 農業者が収入保険に加入したことが確認できる書類

エ 収入保険にかかる保険料が確認できる書類」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行し、改正後の草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度以降の補助金について適用する。

(令和4年10月25日掲示済み)

## 草津市告示第292号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年10月28日

草津市長 橋 川 涉

1 期 日 令和4年11月4日

2 場 所 草津市議会議場

3 付議事件

(1) 令和4年度草津市一般会計補正予算（第6号）

(2) 令和4年度草津市学校給食センター特別会計補

## 正予算（第2号）

(令和4年10月28日掲示済み)

## 草津市告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

令和4年10月31日

草津市長 橋 川 涉



事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションCO COそら	滋賀県草津市 追分南三丁目 5-4	株式会社 ル・シエル 滋賀県大津市里6丁目 4-15	代表取締役 宝里 大輔 滋賀県大津市里 6丁目4-15	介護予防型 訪問サービス・生活支援型訪問サービス	令和4年 11月1日	2570601860

(令和4年10月31日掲示済み)

草津市告示第294号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年11月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 19件
- (2) 国民健康保険税督促状 25件
- (3) 差押調書（謄本） 3件
- (4) 配当計算書（謄本） 1件

計48件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年11月8日に送達があったものとみなす。

督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏名		住所		市・県民税	国民健康保険税
1	隠岐 宗太郎	甲賀市甲賀町隠岐2086番地		令和4年度第2期	
2	本村 傑	草津市西浜川一丁目3番2号 カーサ・ジョイナス 202号		令和4年度第2期	
3	松口 航貴	草津市野村七丁目16番6-302号 アネックスY		令和4年度第2期	
4	新庄 三次	草津市下等町1426番地		令和4年度第2期	
5	甲斐 孝	草津市東草津一丁目1番40-307号 グラウンドコーポTAKA1		令和4年度第2期	
6	小野寺 豊	草津市山寺町1166番地1 ダイキン山寺社宅 3003号		令和4年度第2期	
7	駒井 亮	草津市山寺町1166番地1-6006 ダイキン山寺社宅		令和4年度第2期	
8	江籠 卓	草津市南草津二丁目2番地2 やわらぎ苑		令和4年度第2期	
9	桂田 三一郎	草津市木川町1216番地1 市宮陽ノ丘団地 603号		令和4年度第2期	
10	ZHANG BONAN 張 博楠	草津市東矢倉四丁目14番6-1420号 スチューデントHIROSE		令和4年度第2期	
11	藤井 聖哉	草津市南笠原二丁目9番3号		令和4年度第2期	
12	渋谷 大器	草津市笠山二丁目3番69-412号 クローバーハイイツIII		令和4年度第2期	
13	向平 敏	甲賀市水口町東名坂16番地-105号		令和4年度第2期	
14	EDI MUSTOFA	インドネシア		令和4年度第2期	
15	GIAN NURSAKTI DEGLUPTA	インドネシア		令和4年度第2期	
16	BAGUS DWI CAHYONO	インドネシア		令和4年度第2期	
17	HAMADA HICAKITI	ブラジル		令和4年度第2期	
18	SHIMOTSU MIRIAM AYUMI	ブラジル		令和4年度第2期	
19	NGUYEN THI HAI YEN	ベトナム		令和4年度第2期	
1	田川 良平	草津市川原三丁目1番35-201号 ジャンポールI		令和4年度第3期	
2	草川 博章	草津市西浜川一丁目17番55-301号 リハーユート		令和4年度第3期	
3	溝園 光博	草津市野村一丁目13番9-312号 ル・アージュ草津		令和4年度第3期	
4	中川 義浩	草津市上等四丁目3番29号 センチュリーハイツ木村 1404号		令和4年度第3期	
5	大比賀 光樹	草津市東草津三丁目16番7号 ハイツ高層 306号		令和4年度第3期	
6	LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市青地町270番地3 サンクリエート・ハヤシ老舗館 1709号		令和4年度第3期	
7	村上 安広	草津市追分八丁目16番1-202号 ハイツフクナガ		令和4年度第3期	
8	井手口 芳弘	草津市追分南三丁目2番36号		令和4年度第3期	
9	齋藤 良郎	草津市木川町864番地 レジデンス草津 204号		令和4年度第3期	
10	坂本 昭	草津市木川町952番地28		令和4年度第3期	
11	WANG QIAN 王 乾	草津市矢倉一丁目2番10-1402号 UCD-ARROW		令和4年度第3期	
12	LI FENGYI 黎 鳳儀	草津市矢倉一丁目2番10-1715号 UCD-ARROW		令和4年度第3期	
13	間宮 匠	草津市矢倉一丁目7番3-603号 リゾイエール・ベルジュ		令和4年度第3期	
14	LI HUAJING	草津市野路東四丁目13番8-107号 アンビエンテ		令和4年度第3期	
15	LIU TIANSHU	草津市野路東六丁目6番41-401号 ハイツ玉川V		令和4年度第3期	
16	高木 鏡男	草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュー		令和4年度第3期	
17	清藤 剛	草津市野路九丁目14番1-401号 ALTA南草津ビュー		令和4年度第3期	
18	中林 三幸	草津市矢橋町105番地1-506 カーサ・ソラッツオ		令和4年度第2期	
19	浅野 成人	草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラッツオ		令和4年度第3期	
20	北野 雅己	草津市矢橋町69番地39		令和4年度第3期	
21	山西 美穂	草津市南笠原三丁目16番10号		令和4年度第3期	
22	齋藤 一	草津市南笠原三丁目2番15-1号		令和4年度第3期	
23	藤井 聖哉	草津市南笠原三丁目9番3号		令和4年度第3期	
24	NGUYEN THI MINH HUYEN	草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園		令和4年度第3期	
25	渋谷 大器	草津市笠山二丁目3番69-412号 クローバーハイイツIII		令和4年度第3期	

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

	氏名	住所	備考
1	澤田 将輝	大津市大江三丁目19番10-101号	発番 草納発第924号 令和4年 9月30日
2	柳澤 健二	草津市矢倉一丁目2-10UCD-ARROW 1313号	発番 草納発第925号 令和4年 9月30日
3	RESNO ANJASMARA	草津市青地町213番地1-605ディアコート青地II	発番 草納発第1039号 令和4年 10月13日

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

	氏名	住所	備考
1	WANG JIALONG	草津市東矢倉四丁目14番6-1707号スチューデントHIROSE	発番 草納発第1000号 令和4年 9月30日

(令和4年11月1日揭示済み)

草津市告示第295号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年11月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度 第4期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年11月8日に送達があったものとみなす。

令和4年度第4期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
2	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号

(令和4年11月1日揭示済み)

## 公 告

## 公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和 4 年10月20日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和 4 年10月20日から  
令和 4 年11月21日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和 4 年10月20日揭示済み)

## 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 4 年10月21日

草津市長 橋 川 渉

- 1 工事概要等
  - (1) 契約番号 5041-115
  - (2) 工事名 草津市立草津駅西口第5自転車駐  
車場建設工事
  - (3) 工事場所 草津市西大路町
  - (4) 工事概要 自転車駐車場建設工事  
自転車台数 2,800スパン=6台  
6台×197スパン=1,182台  
1台 約450mm
  - (5) 工事期間 契約締結日から令和 5 年 6 月15日  
まで
- 2 予定価格 106,818,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。  
また、電子入札とし、草津市電子

入札システムを用いて行う。

## 5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市野村一丁目18番10号良美ビル1F

有限会社サム建築デザイン

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和4年度において建築工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和4年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
  - ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
  - イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する

者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

#### 6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和4年10月21日午前9時から令和4年11月24日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

#### 7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和4年10月21日午前9時から令和4年11月7日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和4年11月14日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。  
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

#### 8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和4年11月25日午前9時から令和4年11月28日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

#### 9 開札

(1) 開札日時 令和4年11月29日 午前10時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

#### 10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

#### 11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要

領により行う。

## 12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

## 13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

## 14 現場説明

無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

## 15 入札保証金

免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

## 16 前金払

可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

## 17 中間前金払

可 草津市建設工事執行規則により行う。

## 18 部分払

可 草津市建設工事執行規則により行う。

## 19 契約保証金

要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

## 20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

## 21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和4年10月21日揭示済み）

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年10月24日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪市東成区東小橋三丁目9番13号 岡安ゴム株式会社 代表取締役 岡 浩史	草津市山寺町字北谷250番16 の一部 外2筆	4,968.32㎡	R4.10.24	1628

(令和4年10月24日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和4年10月24日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市高野750番地（210号） ドミール高野 梅景 友佑、梅景 昌代	草津市芦浦町字上東192番9	259.31㎡	R4.10.24	1629

(令和4年10月24日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和4年10月24日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野村七丁目9-10 徳田 光秀	草津市野村五丁目字南浦591 番 1 外 2 筆	2,932.18㎡	R4.10.24	1630

(令和 4 年10月24日揭示済み)

## 教育委員会規則

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月24日

草津市教育委員会  
教育長 藤 田 雅 也

### 草津市教育委員会規則第 3 号

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則  
草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号から第 8 号までを次のように改める。

- (2) 草津市校長会の代表
- (3) 草津市園長・所長会の代表
- (4) 草津市教頭会の代表
- (5) 草津市立小中学校教員の代表
- (6) 草津市社会教育委員の代表
- (7) 公募による草津市立小中学校保護者
- (8) 草津市同和教育推進協議会の代表

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 4 年10月24日揭示済み)

## 教育委員会告示

### 草津市教育委員会告示第18号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年11月 1 日

草津市教育委員会  
教育長 藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和 4 年11月16日（水） 午後 3 時
- 2 場 所 市役所 6 階 教育委員会室

(令和 4 年11月 1 日揭示済み)

## 公平委員会規則

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月28日

草津市公平委員会  
委員長 中 島 哲 男

### 草津市公平委員会規則第 3 号

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年草津市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部内部部局の項中「、参事」の右に



「、統括研究員、チーフディレクター」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年10月28日揭示済み)

## 農業委員会告示

草津市農業委員会告示第12号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年11月1日

草津市農業委員会

会長 中野隆史

1 期 日 令和4年11月10日(木) 午後1時30分

2 場 所 草津市役所4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
- 2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について(報告)
- 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて

(令和4年11月1日揭示済み)

## 上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第32号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項

の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年11月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1325	野間ガスサービス株式会社	野間 英治	京都市右京区嵯峨新宮町39番地の9	075-871-4215

2 指定有効期間

令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

(令和4年11月1日揭示済み)